

1 調査の名称

四万十川流域住民意識調査（四万十川の保全及び流域の振興に関するアンケート）

2 調査の目的

「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」（以下「条例」という）の目的の達成状況を把握し、進行管理を行うために必要な住民意識調査（条例第37条）を行うため、流域住民への調査を実施する。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県内の四万十川流域5市町8地区（四万十市（旧中村市地区、旧西土佐村地区）、四万十町（旧窪川町地区、旧大正町地区、旧十和村地区）、檮原町、中土佐町（旧大野見村地区）、津野町（旧東津野村地区））

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

満18歳以上の住民

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 1,000人（母集団の大きさ：54,502人 令和2年国勢調査より）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

調査対象地域内の選挙人名簿から無作為抽出。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照）

- ① 四万十川の保全に対する取組
- ② 四万十川との関わり
- ③ 環境を守る行動や意欲
- ④ 通信手段について
- ⑤ 居住意思
- ⑥ 生活の満足度

（本調査には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照）

(2) 基準となる期日又は期間

調査票記入日現在（調査実施期間中の任意の1日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

（郵送調査）高知県—民間事業者—報告者

（オンライン調査）配布：高知県—民間事業者—報告者

収集：報告者—高知県

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

[郵送調査]

- ・高知県から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。
- ・報告者は、調査票に記入し、民間事業者に郵送で提出する。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会を行う。

[オンライン調査]

- ・民間事業者が郵送でURL及びQRコードにより案内したウェブ上に設問を掲載し、報告者は当該ウェブで回答を入力して高知県に報告する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成29年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和4年10月5日から令和4年10月28日まで